

旭川市水道局現場代理人・主任技術者等の配置に関する運用基準

1 趣旨

建設工事の適正な施工を図るため、工事現場における技術上の管理を行う主任技術者等（監理技術者、特例監理技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定を適用し監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐という。」）を工事現場に専任で置く監理技術者）、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）の配置について、建設業法（以下「法」という。）及び監理技術者制度運用マニュアル（令和2年9月30日国不建第130号）で規定されており、また、水道局においては、現場代理人の常駐を旭川市水道局建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）により求めているところである。

これらに定めがあるもののほか、水道局が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る現場代理人、主任技術者等の配置に関する運用基準を次のとおり定め、取り扱うものとする。

2 現場代理人について

(1) 資格

法には、現場代理人の資格に関する規定はないが、契約約款で現場代理人の適正な職務執行を求めていることから、当該施工業種に係る資格を有するか過去に同種工事の現場代理人の経験を有することが望ましい。

(2) 配置期間

現場代理人の配置期間は、当該工事の着手日からしゅん功届受理日までとする。

(3) 常駐の定義

現場代理人は、請負人の代理として工事現場の運営や取締りなどを行うものであることから、常駐とは、作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることをいう。

(4) 工事現場が点在する場合の常駐の取扱い

一つの契約で複数の施工箇所がある場合の常駐については、現に作業を行っている箇所に滞在していることを原則とする。

ただし、現場管理等の理由により他の工事箇所に滞在する場合は、監督員と常に連絡を取り得る状態を確保しておくこと。

(5) 常駐義務の緩和

次に掲げる期間については、常駐を要しないものとする。

ただし、いずれの場合も発注者と請負人との間で、これらの期間が打合せ記録等の書面によりあらかじめ明確となっていなければならない。

また、(6)のイ及びウにより工事の兼任を認めた場合は、常駐義務は緩和される。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間

イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

エ アからウまでに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

オ 旭川市水道局発注の災害復旧工事に対応することを目的として、特例的に工事を一時的に中断しても工事現場の安全確保等に支障のないことが発注者から認められた期間

(6) 工事の兼任

ア 常駐義務の緩和要件を満たす工事との兼任

(ア) 常駐すべき各期間に重複のない場合は、2以上の工事の兼任を認めることができる。

(イ) 常駐を要しない期間に次のイ又はウの工事との兼任をしようとする場合については、当該常駐義務緩和の対象工事の件数を算入せずに、各兼任の取扱いの適用を受けるものとする。

イ 隣接する工事現場の兼任

現場代理人の職務遂行に支障がない程度に隣接する工事（以下「隣接工事」という。）については、現場代理人の兼任を認めることができる。

この場合の隣接工事とは、工事現場が同一区画内又は隣り合わせのものとする。

ウ その他一定の要件を満たす工事の兼任

次に掲げる(ア)から(エ)までの条件を全て満たす工事については、合計で2件まで兼任を認めることができるものとする。

(ア) 工事がいずれも旭川市水道局、旭川市又は市立旭川病院発注の工事であること。

(イ) 当初設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）がいずれも建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条で定める額未満であること。

(ウ) 特記仕様書又は現場説明書に現場代理人の兼任ができない旨の記載がないこと（兼任できないこととする場合には、入札公告又は指名通知において、その旨明示する）。

(エ) 施工中の工事が、旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領又は旭川市水道局建設工事等最低制限価格制度実施要領に定める調査基準価格を下回って落札されたものでないこと。

(7) 兼任する場合の留意点

ア 発注者との連絡に支障を生じさせないよう連絡手段を確保すること（兼任の有無にかかわらず、一時的に現場を離れる場合も同様とする）。

イ 一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の管理を行うこと。

(8) 兼任に関する手続

請負人は、(6)イ又は(6)ウの規定に基づき現場代理人を兼任させようとする場合は、「現場代理人兼任届」(様式1)を2部作成し、当該工事の監督員と協議するとともに、兼任する他の工事についても、当該他の工事の監督員と協議を行い、それぞれからその承諾を得た上で、発注者（監督員）に提出すること。

(9) 兼任に関するその他の条件

兼任配置を認めた工事において、施工管理体制が不十分等の理由で兼任が適当でないと判断した場合は、発注者は兼任配置の解除をすることができる。

(10) 兼任する工事の変更契約時の取扱い

兼任している工事が、その後の設計変更（増額変更）により、(6)ウ(イ)の条件を満たさなくなった場合においても、引き続き当該兼任を認めるものとする。

ただし、現場代理人が主任技術者等を兼務している場合には、3(1)の適用を受けるものとする。

(11) 共同企業体施工における現場代理人

共同企業体による工事の施工時の現場代理人については、代表者となる企業等に雇用される者でなければならない。

ただし、病気や退職等の特別な事情により、構成員となる企業等に雇用される者を配置する場合は、発注者の了解を得ること。

(12) 現場代理人の変更

契約締結時に提出した現場代理人の変更は、その者の職務執行が不適当である場合を除き認めない。

ただし、病気や退職等の特別な事情がある場合はこの限りではないが、変更せざるを得ない事情が発生したときは書面により申出を行い、発注者の了解を得ること。

(13) 主任技術者との兼任

契約約款の規定により、現場代理人と主任技術者等又は専門技術者は兼ねることができる。

3 主任技術者等について

(1) 主任技術者等の配置

受注した工事の請負金額又は下請金額に応じて、法に従い主任技術者等を配置すること。

(2) 配置期間

主任技術者等の配置期間は、当該工事の着手日からしゅん功届受理日までとする。

(3) 主任技術者等の変更

2(12)現場代理人の変更に準じる。

(4) 主任技術者等の専任期間等

主任技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間等については監理技術者制度運用マニュアルに示されていることから、主任技術者等は同マニュアルに基づき適正に配置すること。

(5) 特例監理技術者の兼務について

特例監理技術者が兼務する場合、以下のアからコの要件を全て満たさなければならない。

ア 監理技術者補佐を専任で配置すること。

イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者

補佐の法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、同時に2件までとする。

オ 特例監理技術者が兼務できる工事は、旭川市内又は水道局発注の上川郡東神楽町（浄水場関連）の工事でなければならない（他の発注機関の工事との兼務の場合は、他の発注機関が兼務を認めている場合に限る。）。

カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

ケ 当初設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が1億5千万円未満の工事であること。

コ 特記仕様書又は現場説明書に特例監理技術者の兼務ができない旨の記載がないこと。

(6) 特例監理技術者の兼務の解除等

特例監理技術者の兼務を認めた場合であっても、工事の施工に当たり、兼務が適当でないと判断される場合は、兼務を解除することができる。

(7) 特例監理技術者の配置に関する手続

特例監理技術者の配置を行う場合は、契約締結時に「現場代理人及び主任技術者等指定（変更）通知書」の該当項目を記載し、発注者（監督員）に提出すること。

附 則

この基準は、平成20年12月16日以後に契約を締結する分から施行する。

附 則

この基準は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年5月9日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年2月27日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年6月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和3年7月1日から施行する。

2 この基準による改正後の旭川市水道局現場代理人・主任技術者等の配置に関する運用基準の規定は、施行日以降に行われる公告に係る工事について適用し、施行日前に行われた公告に係る工事については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年10月1日から施行する。

様式1

現場代理人兼任届

年 月 日

(宛先)旭川市水道事業管理者

請負人 住 所
商号又は名称
代表者氏名

現場代理人の兼任について、次のとおり届け出ます。

なお、工事の施工に当たり、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期しますが、万一、兼任が適当でないと判断された場合は、兼任の解除を指示されても異議ありません。

現場代理人氏名			連絡先	
① 施工中の工事	工 事 名			
	工 事 場 所			
	請 負 金 額			
	工 期			
	工事担当課			
② 新規請負工事	工 事 名			
	工 事 場 所			
	請 負 金 額			
	工 期			
	工事担当課			

※この届は2部提出してください

主管課	課 長	課長補佐	係 長	工事監督員